

諫早市監査委員告示第12号

監査の結果に基づく措置状況の通知があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月26日

諫早市監査委員	谷 口 啓
諫早市監査委員	森 口 恭 子
諫早市監査委員	岩 竹 洋 一

## 令和7年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R7	前期定期	総務部	危機管理課	<p><b>【指摘事項】</b>            諫早市道路占用料条例第2条の規定を準用し算定する使用料において、占用物件の長さを誤って算定しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。            については、行政財産の使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和7年9月1日	占用料の算定について、課内で協議を行い、問題点を検証し、今後のチェック体制の強化策について協議を行った。 許可申請を受け付ける際に、前年度からの変更点を十分確認するとともに、担当と別に検算者を設定し、2名以上でチェックを行うこととした。
R7	前期定期	企画財務部	企画政策課	<p><b>【指導事項】</b>            諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、地域日本語教育推進事業費補助金の調定(変更)が任意の日で行われている事例が見受けられた。            については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和7年7月23日	調定事務について、諫早市会計規則に基づく適正な処理を行うよう、課内全職員に対し周知徹底を図った。
R7	前期定期	企画財務部	東京事務所	<p><b>【指導事項】</b>            諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとすると規定されているが、納入期限が任意の日とされている事例が見受けられた。            については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和7年10月10日	資金前渡口座に係る預金利子の取扱いについて法令等を確認の上、関係課と協議し、今後の運用について方針を定めた。
R7	前期定期	健康保険部	健康推進課	<p><b>【指導事項】</b>            諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、行政財産の目的外使用料の納入期限が使用開始後の任意の日に設定されている事例が見受けられた。            については、条例に基づく適正な使用料の徴収事務の執行に努められたい。</p>	令和7年8月6日	使用料の徴収事務について、諫早市行政財産の使用料徴収条例の規定に基づく適正な処理が行えるよう、課内で情報共有を行った。
R7	前期定期	健康保険部	地域包括ケア推進課	<p><b>【指導事項】</b>            政府契約の支払遅延防止等に関する法律第3条によると、政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないとされているが、地域包括ケアシステム「Attend」保守管理業務における変更契約の締結事務が遅延している事例が見受けられた。            については、法律に基づき適正に行われたい。</p>	令和7年9月1日	①契約事務について、法令等に基づく適正な処理を行うよう、課内で周知徹底を図った。 ②業務の把握方法を見直すこととし、始業時と終業時にミーティングを行い、業務の進捗管理ができるようにした。